

第 2 回 さしがや保育園アスベスト健康対策専門委員会ワーキンググループで出された論点（専門委員会判断資料）

第 1 回ワーキンググループで出された意見	区の見解
③第 9 条 (2) では、肺がんについては専門委員会が判断することとなっているが、専門委員会としても判断がつかない場合があるのではないかと。いわゆるグレーゾーンの場合についての費用負担について言及しておくべきではないかと。	区は、専門委員会の判断を優先したいと考えます。なお、いわゆるグレーゾーンであった場合でも、専門委員会が「区に責任がある。」と判断した場合は、区はその判断に従って対応を行います。



【第 2 回ワーキングで出された意見】
 肺がんについて判断する場合、アスベストとの因果関係を明確にできない、いわゆるグレーゾーンの場合がある。こうしたことも含めて専門委員会の判断によるとしているが、専門委員会としても何らかの目安を決めておいたほうがよいのではないかと。

第 2 回 ワーキンググループで出された論点	論点に対する主な考え方等（事務局まとめ）
①グレーゾーンの扱いについての判断を健康対策実施要綱の条文の規定として盛り込んではどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の肺がんの発症について現時点で健康対策要綱に規定してしまうと、将来の医学の発達等による総合的な判断について、現時点で縛りをかけてしまうことになってしまわないか。 ○専門委員会は区の考え方に縛られることなく、専門的な判断をする第三者機関的な位置づけとなっています。こうした性格を持つ専門委員会の判断について区が定める要綱で規定することはなじまないのではないかと。
②グレーゾーンの扱いについての判断を健康対策実施要綱の付則に何らかの規定を盛り込んではどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の肺がんの発症について現時点で健康対策要綱に規定してしまうと、将来の医学の発達等による総合的な判断について、現時点で縛りをかけてしまうことになってしまわないか。 ○専門委員会は区の考え方に縛られることなく、専門的な判断をする第三者機関的な位置づけとなっています。こうした性格を持つ専門委員会の判断について区が定める要綱で規定することはなじまないのではないかと。 ○すでに専門委員会設置要綱第 2 条 (7) に規定してあります。
③専門委員会の内部規定として、一定の判断基準を作成してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ○専門委員会は継続的に設置します。専門委員会としての判断の目安を作成し、状況に応じて改正していくことも可能ではないかと。